

# 障害児・障害者福祉活動特別助成要領

社会福祉法人 奈良県共同募金会

## 1 助成の趣旨

障害のある人が地域社会の一員として、他の人々と関わり合いながら、希望する地域生活を送ることができるようにするためには、障害及び障害のある人について、地域で暮らす人々が関心と理解を深めることが必要である。

県内では、さまざまな団体が障害児・障害者を支援する活動及び障害のある当事者としての活動を実施しているが、活動を継続するための資金や活動の担い手確保に苦慮している状況である。

このため本会では、令和6年度に、障害児・障害者の福祉に関する活動を実施している団体に対し、県民が障害及び障害のある人について理解を深めるための啓発活動や当該団体の新たな担い手確保等団体活動の基盤整備となる取り組みに対し助成する。

本助成は、通常の広域助成とは別枠の特別助成として実施する。

## 2 助成対象団体

県内において、障害児・障害者を支援する活動を実施している、または障害のある当事者として活動している非営利の団体やグループ（法人格の有無は問わない）で、下記の要件をすべて満たす団体。

- ・申請時点で団体が設立されており、助成対象事業の実施体制が整っていること（活動年数は問わない）。
- ・活動に従事する者が3人以上であること。
- ・活動の内容や財務の状況を自ら積極的に公開する等透明性をもつこと。
- ・団体名義の金融機関預金口座を持っていること。
- ・特定の企業、政党、宗教団体等から独立して運営され自主性が保たれていること。
- ・反社会的勢力および反社会勢力と密接な関わりがある団体ではないこと。

## 3 助成対象事業

助成決定後（令和6年7月上旬頃）から令和7年3月末までに、全県的または複数市町村域にまたがって、助成対象団体が新たに実施または拡充して実施する下記の事業（複数実施可能。1団体あたりの助成上限有り）。

ただし、事業内容が備品購入のみの場合は、助成不可。

### ①障害及び障害のある人について理解を深めるための啓発活動

イベント、セミナー、講演会等の開催

### ②団体の新たな担い手確保に関する活動

体験イベント、説明会、相談会、セミナー等の開催

### ③団体活動者の資質向上に関する活動

研修会の開催、視察研修等の実施

## 4 助成対象経費

助成対象事業実施にかかる謝金、旅費・交通費、通信運搬費、会場・設備・備品使用料、印刷製本費、備品購入費（事務用備品を除く）消耗品費、資料作成・購入費、材料等購入費、保険料、手数料等。

団体職員の人件費や事務所にかかる経費等、団体運営のための経費は対象外。

## 5 助成限度額

1団体あたり10万円（助成対象経費が下回る場合は当該金額。千円未満切り捨て。利用者負担や他団体からの補助等がある場合は、その額を経費総額から減じて助成対象経費とする。）

## 6 助成申請方法

### (1) 提出書類

- ①様式1「障害児・障害者福祉活動特別助成申請書」
- ②定款または会則
- ③役員名簿
- ④団体の広報用の会報・リーフレット等(活動の概要がわかるもの)
- ⑤令和6年度事業計画書及び予算書
- ⑥購入備品の名称及び内容が確認できるもの(パンフレットのコピー等)
- ⑦見積書または購入予定額が確認できるもの(上記⑥で確認できる場合は不要)

### (2) 助成申請受付期間

令和6年3月26日(火)～4月30日(火)

郵送の場合は当日消印有効

### (3) 提出方法

上記(1)①様式1「障害児・障害者福祉活動特別助成申請書」はメール送信により、上記(1)②～⑦は郵送またはメール送信により提出すること。

様式1は、本会のホームページからダウンロード可能

<http://nara-akaihane.com/> 「助成をうけたい」→「様式ダウンロード」

## 7 助成決定

- ・事務局において申請内容を審査(必要に応じ、現地調査やヒアリング等を実施)したうえで、助成案は配分委員会における審議を経て、理事会及び評議員会において決定。
- ・助成決定については、令和6年7月上旬頃に申請者に通知。

## 8 助成決定後の手続き

- ・助成金は、精算払いとする。
- ・助成決定団体は、事業終了後1か月以内に所定の完了報告書(支出経費の領収書等を添付)及び交付請求書を提出。
- ・当会が完了報告書を確認のうえ助成額を確定し、助成金を交付。
- ・完了報告書及び交付請求書の様式は、助成決定時に示す。

## 9 助成の取消及び助成金の返還

奈良県共同募金会 共同募金助成要綱 第16条に該当した場合、助成金の全部又は一部の決定を取消、または返還していただくことがある。

## 10 その他

助成決定後、助成団体名・助成内容・活動状況の写真(公表可能な写真データを提供いただく)、及び助成団体から寄付者に対する感謝のメッセージ等を奈良県共同募金会ホームページ等で公開する。

また、購入備品には、共同募金からの助成とわかるよう、耐久性のある素材(ラミネート加工したもの等)でその旨を表示すること(詳細については、助成決定通知の際に示す)。

## 【お問合せ・提出先】

社会福祉法人 奈良県共同募金会(担当:森田、木谷)

〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター4階

TEL: 0744-29-0173

E-mail: [info@nara-akaihane.com](mailto:info@nara-akaihane.com)

HP: <http://www.nara-akaihane.com/>

### 〈奈良県共同募金会からのお願い〉

赤い羽根共同募金は、各地域において地元の商店や企業等の皆様が法人募金にご協力いただいています。見積依頼業者は、可能な限り地元地域の業者を選定いただきますようお願いいたします。